

年金のお知らせ

◇国民年金保険料免除等の申請について

国民年金保険料が納め忘れた状態で、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」がありますので、役場住民課の窓口で手続きをしてください。

令和3年度分（令和3年7月から令和4年6月分まで）の免除などは、7月1日から受け付けます。
また、申請ができる過去期間については、申請書を提出した日から2年1か月前の月分までさかのぼって申請することができます。

◇学生納付特例申請書の送付

令和2年度において学生納付特例制度により保険料納付を猶予されている方で、引き続き令和3年度も在学予定の方に「国民年金保険料学生納付特例申請書」を日本年金機構からお送りしています。

申請書はハガキ形式になっており、必要事項を記入してポストに投函することで、令和3年度の学生納付特例を申請することができます。この場合、在学証明書または学生証の写しを添付する必要があります。ただし、在学している学校などに変更がある方は、このハガキで申請することはできませんので、青梅年金事務所または役場住民課に在学証明書などを添付して申請してください。

※問い合わせは、青梅年金事務所 ☎ 30-3410
住民課 ☎ 83-2182

固定資産税納税通知書・課税明細書を共有者の方にも送付しています

共有名義で所有されている固定資産について、代表者以外の方にも「固定資産税通知書（共有者用）および課税明細書」を送付しています。

これは、固定資産を2人以上の共有名義で所有されている場合、共有者全員が連帯納税義務者となることから、代表者以外の方にも固定資産の評価額や税額などをお知らせし、ご確認していただくためです。

固定資産税の納付書はこれまでどおり、共有の代表者へ送付しています。納税者みなさんのご理解とご協力をお願いします。

*問い合わせは、住民課 ☎ 83-2190

住民基本台帳の一部の写し 閲覧状況

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの閲覧状況を公表します。

閲覧日	閲覧申出者	委託者	閲覧目的	閲覧対象
5月27日	自衛隊東地方 協力本部福生 集案内所	防衛省 自衛隊	自衛官などの募集に伴う 広報	平成14年4月2日～平成15年4月1日生の男女、平成17年4月2日～平成18年4月1日生の男子(50件)
10月13日 ～16日	一般社団法人 輿論科学協会	東京都 福祉保健局	東京都福祉保健局「都民の健康や地域とのつながりに関する意識・活動状況調査」に係る調査対象者抽出	満20歳以上の男女(全地区)(769件)
10月26日 ～27日	一般社団法人 輿論科学協会	東京都 福祉保健局	東京都福祉保健局「都民の健康や地域とのつながりに関する意識・活動状況調査」に係る調査対象者抽出	満20歳以上の男女(全地区)(415件)
1月27日	自衛隊東地方 協力本部福生 集案内所	防衛省 自衛隊	自衛官などの募集に伴う 広報	平成11年4月2日～平成12年4月1日生の男女(20件)

※問い合わせは、住民課 ☎ 83-2182